

使用済自動車の再資源化等に関する法律

（自動車リサイクル法）

破 碎 業 の 手 引

令和7年7月

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

目 次

I	自動車リサイクル法の概要	8
1	自動車リサイクル法の全体概要	8
(1)	使用済自動車等の流れ	8
(2)	リサイクル料金等の流れ	8
(3)	情報の流れ	8
2	自動車リサイクル法の対象自動車	9
3	自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	10
II	破碎業の許可	12
1	根拠法令	12
2	破碎業の許可の概要	12
(1)	破碎業の位置づけ	12
ア	許可制	12
イ	許可が必要な行為	12
(ア)	解体自動車の破碎前処理	12
(イ)	解体自動車の破碎処理	13
ウ	許可の期間	13
エ	破碎業の許可と廃棄物処理法との関係	13
(ア)	収集運搬業の許可	13
(イ)	処分業の許可	13
(2)	破碎業者の行為義務	14
ア	解体自動車の引取り	14
イ	解体自動車の再資源化	14
ウ	解体自動車の引渡し	15
エ	自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の引渡し	15
オ	電子マニフェストによる解体自動車、自動車破碎残さの移動報告	15
カ	標識の掲示	15
3	破碎業の許可基準等	16
(1)	施設に係る基準	17
ア	解体自動車を破碎前処理又は破碎するまでの間保管するための施設（圧縮又はせん断した後の解体自動車も同様）	17
■	囲いについての具体的基準	18
■	解体自動車の保管（未圧縮のもの）に係る具体的基準	18
■	解体自動車の保管（圧縮されたもの）に係る具体的基準	20
イ	解体自動車を破碎又は破碎前処理するための施設	21
(ア)	破碎前処理施設	21
(イ)	破碎施設	23

ウ	自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管施設	23
エ	圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設	25
(2)	破碎業許可申請者の能力に係る基準	26
(3)	破碎業者の再資源化基準について	28
ア	破碎前処理に関する基準	28
イ	破碎に関する基準	28
Ⅲ	破碎業の許可申請等について	30
1	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	30
(1)	事務フロー	30
(2)	事業概要書	31
ア	提出部数	31
イ	関係書類	31
	■ 計画概要の項目別留意事項 ■	31
2	破碎業許可申請書及び添付書類	33
(1)	破碎業許可申請書	33
ア	申請年月日	34
イ	※許可番号、※許可年月日	34
ウ	住所	34
エ	氏名又は名称	34
オ	事業の範囲	34
カ	事業所の名称及び所在地	34
キ	事業の用に供する施設の概要	35
ク	当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の 年月日及び許可番号	35
ケ	他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合に あつては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日） 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。） を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	35
コ	破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え 又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	36
サ	役員の氏名及び住所	36
シ	令5条に規定する使用人の氏名及び住所	36
ス	法定代理人の氏名及び住所	37
セ	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	37
ソ	標準作業書の記載事項	37
(2)	添付書類	37
ア	破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平	

面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	37
(ア) 場内配置図	37
(イ) 解体自動車保管場所、圧縮（プレス）後又はせん断後解体自動車保管場所若しくは 自動車破碎残さ保管場所	38
(ウ) 破碎前処理施設又は破碎施設	38
(エ) 当該施設の付近の見取図	38
イ 申請者が破碎業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明す る書類	38
(ア) 申請者が土地又は建物の所有者の場合	38
(イ) 申請者が土地又は建物の所有者と異なる場合	38
(ウ) 解体自動車の運搬を自動車によって行う場合	39
(エ) 重機等による破碎を行う場合	39
ウ 事業計画書及び収支見積書	39
(ア) 事業の全体計画	39
(イ) 解体自動車の引取実績及び計画	39
(ウ) 破碎実績（圧縮のみ含む。）	39
(エ) 保管の状況	39
(オ) 年間収支見積書	39
エ 申請者が個人の場合の添付書類	39
オ 申請者が法人の場合の添付書類	40
カ 役員に関する添付書類	40
キ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に関する添付書類	41
(ア) 個人である場合	41
(イ) 法人である場合	41
ク 政令使用人に関する添付書類	41
ケ 申請者が未成年の場合の添付資料（申請者が個人に限る。）	41
コ 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面	41
サ 標準作業書	42
(3) 提出先等	42
ア 提出先	42
イ 手数料	43
ウ 提出部数	43
3 許可証の交付	43
IV 許可後の手続き	44
1 自動車リサイクルシステムの登録	44
2 許可の更新	44
(1) 根拠法令	44
(2) 許可の更新申請書の提出	44

(3) 提出先等	4 4
ア 提出先	4 4
イ 手数料	4 4
ウ 提出部数	4 5
3 変更の許可	4 5
(1) 根拠法令	4 5
(2) 提出書類	4 5
ア 破碎業の事業の範囲の変更許可申請書	4 5
イ 添付書類	4 5
(3) 提出先等	4 6
ア 提出先	4 6
イ 手数料	4 6
ウ 提出部数	4 6
4 変更届	4 6
(1) 根拠法令	4 6
(2) 変更届出書の提出	4 6
(3) 提出先等	4 8
ア 提出先	4 8
イ 提出部数	4 8
5 廃業等届	4 8
(1) 根拠法令	4 8
(2) 廃業等届出書の提出	4 8
6 許可証の再交付及び返納	4 9
(1) 再交付	4 9
(2) 返納	4 9
V 様式及び標準的な記載方法	5 0
破碎業事業概要書	5 1
計画地一覧表	5 2
計画概要	5 3
審査指示事項調整済回答書	5 6
検査指導事項改善報告書	5 7
破碎業許可・許可の更新申請書	5 8
事業計画書及び収支見積書（破碎業）	6 2
誓約書	6 4
破碎業の事業の範囲の変更許可申請書	6 5
破碎業変更届出書	6 9
破碎業廃業等届出書	7 0
許可証再交付申請書	7 1

計画概要（記載例）	．．．．．	7 2
破碎業許可申請書（記載例）	．．．．．	7 5

次に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。

- 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律
（平成14年7月12日法律第87号）
- 令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令
（平成14年12月12日政令第389号）
- 規 則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則
（平成14年12月20日経済産業省・環境省令第7号）
- 細 則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
（平成16年6月15日規則第138号）

I 自動車リサイクル法の概要

1 自動車リサイクル法の全体概要

(1) 使用済自動車等の流れ

ア 「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む。）が自ら製造・輸入してきた自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

イ 関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり、役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

(2) リサイクル料金等の流れ

ア 自動車製造業者等（輸入業者を含む。）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる。）にその負担を求める。あわせて情報管理料金と資金管理料金についても自動車の所有者の負担となる。

イ リサイクル料金はあらかじめ各自動車製造業者等（輸入業者を含む。）が定めて公表する。これにより自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることを想定している。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令する。 **[法第35条]**

ウ リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時に資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託する制度である。国土交通大臣等が登録・車検手続時にこれを確認する。

エ 自動車製造業者等（輸入業者を含む。）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

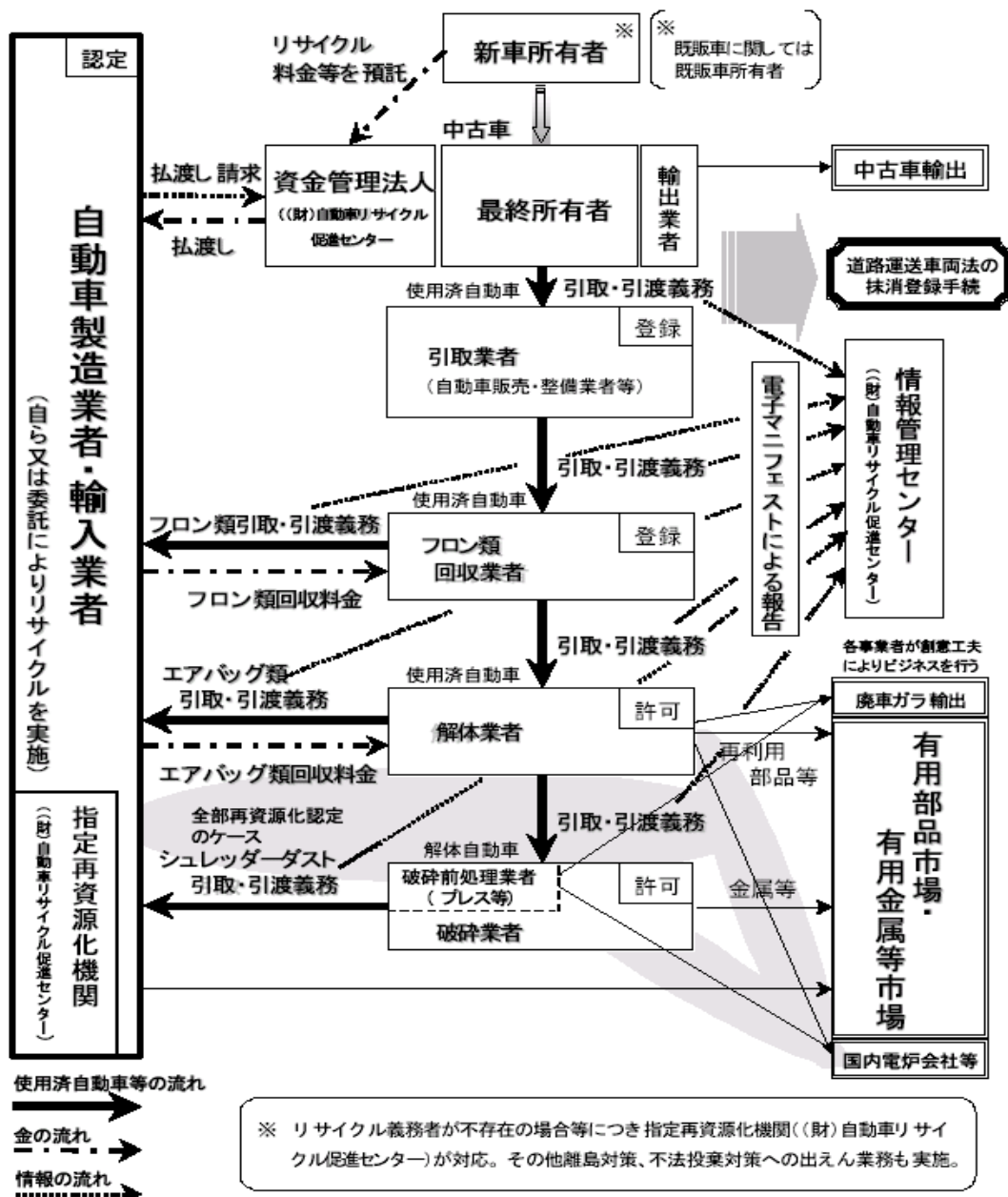
(3) 情報の流れ

ア 電子マニフェスト（移動報告）制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築する。

イ 具体的には、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に原則パソコン等からインターネットを経由して報告する制度であり、マニフェストに関する情報を一元的に管理する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

（通称：自動車リサイクル法）



2 自動車リサイクル法の対象自動車

- （1）自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車である（トラック・バス等の大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意すること）。

＜対象外となる自動車＞

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む。）
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車（フォークリフト、ブルドーザ、農耕トラクタ等）
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

- (2) 対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については、破砕業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用等により再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。

＜対象外となる架装物＞

- ・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。この場合、一般的な廃棄物処理法上のルール(廃棄物処理法の業の許可やマニフェスト制度等)に従って処理がなされることに留意する。

3 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

この法律に別段の定めがある場合を除いては、使用済自動車、解体自動車等を廃棄物とみなして、廃棄物処理法の規定が適用される。(法第121条)

また、業の名義貸し禁止の規定は、この法律にはないが、廃棄物処理法の規定が適用され禁止されている。(法第122条第9項)

その他、この法律と廃棄物処理法の関係の具体例は以下のとおりである。

- (1) 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については、有価での引渡しであれば原則廃棄物には当たらない。）。

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成17年1月1日以降において、使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類は、廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから、使用済自動車等の処理（積替え、保管、収集運搬、処分）については、自動車リサイクル法に別の定めがない限り、廃棄物処理法に従って行わなければならない。

平成16年12月31日までに使用済自動車として引き取られたものについても、有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお、使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても、有用な金属等を含むことから、当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

- (2) 自動車リサイクル法の登録・許可業者については、自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要である。

また、事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

① 引取業者

自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り、又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

② フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

③ 解体業者

引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引取り、又は他の解体業者又は破砕業者に使用済自動車等を引き渡す際に、自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

自ら回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様である。

使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可は不要となる。

④ 破砕業者

解体業者若しくは破砕前処理を行う破砕業者から解体自動車を引取り、又は他の破砕業者に解体自動車を引渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡す際の運搬について、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可は不要となる。

- (3) 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能）。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用される。

- (4) 他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産業廃棄物・一般廃棄物どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要となる（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要となる。

- ・ 自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合、その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている事業者に委託しなければならない。
- ・ 廃棄物処理法上のマニフェストについては、電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが、委託契約書の締結は必要。
- ・ 使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は、廃棄物処理法の許可業者に委託する必要がある。

Ⅱ 破碎業の許可

1 根拠法令

法：第67条及び第68条
規則：第60条

2 破碎業の許可の概要

(1) 破碎業の位置づけ

解体自動車（廃車ガラ）の破碎又はプレス・せん断（破碎前処理）を行う業者は、破碎業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要となる。

→ 解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す役割を担う。

ア 許可制

(ア) 破碎業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の許可制。解体自動車（廃車ガラ）の破碎又は破碎前処理（プレス又はせん断）を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要となる（5年ごとの更新制）。

(イ) 全部を潰して圧縮する行為は、「処分」に相当するが、重機で車の屋根をへこませたり、ゆがみを与える等、車体の限られた一部を変形する行為であって、かつ、処分目的でなく単に収集運搬・保管の効率向上のために行うものについては、「処分」とは言えず、この程度の行為であれば、破碎業の許可は必要ない。
ただし、エアコンからのフロン類の回収やエアバッグ類の回収・車上作動処理に支障のない範囲のものとなっていることが必要である。

(ウ) 移動式プレス機を有する場合、移動して作業を行う先全ての自治体で許可を有する必要はなく、その本拠地である事業所の自治体において許可をとることで足りる。

(エ) 破碎業の許可は、「破碎前処理」、「破碎」、「破碎前処理＋破碎」の3区分となっており、「破碎前処理」又は「破碎」で許可を取得している場合において、いずれか一方を追加する場合は変更の許可が必要となる。

イ 許可が必要な行為

具体的には解体自動車について次の行為を行う場合がある。

(ア) 解体自動車の破碎前処理

解体業者が解体を終えた解体自動車を引き取り、ニブラ、ギロチンシャー等の重機や、プレス機、切断機を使用して、圧縮又はせん断を行う場合（廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「圧縮」、「切断」に該当）

(イ) 解体自動車の破砕処理

いわゆるシュレッダーを使用して解体自動車を破砕する場合
(廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可では、「破砕」に該当)

- ※ 解体自動車の破砕施設の処理能力が1日5トンを超える場合は、破砕業の許可とは別に産業廃棄物処理施設（廃プラスチックの破砕施設に相当するもの）の設置許可を事前に取得しておく必要がある。

ウ 許可の期間

許可を受けた日から5年。5年を経過するまでの間に許可の更新を受けなければならない。 [法第67条第2項]

ただし、更新の申請があった場合において、有効期間満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 [法第67条第3項]

エ 破砕業の許可と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法の破砕業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県等でも収集運搬が可能）となる。

(ア) 収集運搬業の許可

- 千葉県で破砕業の許可を受けていれば、解体自動車等の引取り又は引渡しに係る運搬を破砕業者自らが行う場合の一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

例えば、東京都や千葉市で解体自動車等を積んで、千葉県に降ろす場合も、千葉県の許可を取得していれば、他の自治体の許可は不要となる。この場合、一般廃棄物であるもの、産業廃棄物であるもののいずれも運搬できる。

許可が不要となるのは解体自動車の運搬を行う場合に限られ、解体工程において生じた廃油、金属くず等の廃棄物である他の物品を運搬する場合は、別途産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

なお、千葉県で破砕業を行うほかに、他の自治体の区域で破砕業を行う場合は、別途その自治体の破砕業の許可が必要となる。

- 廃棄物処分業の許可を受けて破砕業に相当する業を営んでいた者が届出により破砕業者となった後、自動車リサイクル法に基づき専ら解体自動車の運搬、処理を行う場合は、廃棄物処理業の更新は不要となる。
- 解体自動車の運搬を行う場合は、廃棄物処理法の収集運搬基準に従わなければならない。

(イ) 処分業の許可

解体自動車の破砕又は破砕前処理の過程において廃棄物の処分に相当する行為を行う場合であっても、廃棄物処分業の許可は不要となる。

許可が不要となるのは解体自動車の処分を行う場合に限られ、他の廃棄物を処分する場合は、別途産業廃棄物処分業の許可が必要となる。

なお、解体自動車の処分を行う場合は、廃棄物の処理基準に従わなければならない。

(2) 破砕業者の行為義務

ア 解体自動車の引取り

解体業者又は破砕業者（破砕前処理を行うものに限る。）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由[※]がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務がある。[法第17条]

※ 正当な理由 [規則第4条]

- ① 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合
事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定
- ② 解体自動車に異物が混入している場合
他のゴミが詰められている場合を想定
- ③ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正保管に支障が生じる場合
大量一括持ち込みの要請がある場合等、自社の車両保管能力と照らし合せ適正な保管が困難である場合を想定
- ④ 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
・ 解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合
・ 普通乗用車しか引き取らない破砕業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合
- ⑤ 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
盗難車と分かっている引取り等を想定

イ 解体自動車の再資源化

解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準[※]に従い適切な解体を実施する義務がある。

※ 破砕業者の再資源化基準

① 破砕処理工程

- ・ 鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること。
- ・ 自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入（他のシュレッダーダストの混合を含む。）しないように解体自動車（廃車ガラ）を破砕すること。

② 破砕前処理工程

- ・ 解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと。

等

ウ 解体自動車の引渡し

破砕前処理を行う破砕業者は引き取った解体自動車を処理した後、他の破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者又はスクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務がある。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面※を5年間保存する義務がある。

※ 解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証明する書面

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたものの。

- ・ 破砕業者名
- ・ 解体自動車全部利用者名
- ・ 解体自動車を引き取った年月日
- ・ 解体自動車の車台番号

（車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。）

エ 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の引渡し

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務がある。

指定引取場所及び引取基準については、主務大臣の認定を受けた自動車製造業者等で構成する組織のホームページ※を参照すること。

※ 主務大臣の認定を受けた自動車製造業者等が構成する組織

A R T チーム <http://www.asrrt.jp/>

T H チーム <http://www.toyotsurecycle.co.jp/ASR/index.asp>

オ 電子マニフェストによる解体自動車、自動車破砕残さの移動報告

電子マニフェストを利用して、解体自動車の引取りと自動車破砕残さの引渡しから3日以内に情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡報告を行うをする義務がある。

カ 標識の掲示

事業所ごとに標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。

標識は縦・横各20cm以上の大きさで、破砕業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要である。

また、常時雇用する従業員の数が5人以下である場合又は自ら管理するウェブサイトを持していない場合を除き、同様の事項を自ら管理するウェブサイト上に掲載する必要もある。

実務上は、引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば、都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

【標識の例】

〇〇自動車株式会社 △△事業所	
引取業者登録番号	2 0 1 2 1 × × × × × ×
フロン類回収業者登録番号	2 0 1 2 2 × × × × × ×
回収するフロン類の種類	C F C ・ H F C
解体業許可番号	2 0 1 2 3 × × × × × ×
破砕業許可番号	2 0 1 2 6 × × × × × ×
事業の範囲	破砕前処理（圧縮及びせん断）・破砕

3 破砕業の許可基準等

【法第69条第1項】

- 一 その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 心身の故障によりその義務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者[※]又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

※ 主務省令で定める者

精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの^{※1}若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防上等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪^{※2}若しくは暴力行為等処罰二関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

※1 政令で定める生活環境保全法令

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオ

キシソ類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※ 2 刑法関係の罪名

第 204 条（傷害罪）、第 206 条（傷害又は傷害致死の現場助勢の罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 3（凶器準備集合及び結集の罪）、第 222 条（脅迫罪）、第 247 条（背任罪）

ニ 第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され^{*}、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）。

※ 解体業、破砕業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業者の許可をいう。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防上等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

（１）施設に係る基準 [規則第 6 2 条第 1 号]

ア 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設（圧縮又はせん断した後の解体自動車も同様）

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について規定されている。

【留意事項】

- ・ 事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、解体自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。
- ・ 囲いの構造、高さ、材質等は規定していないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、又は倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。

■ 囲いについての具体的基準 ■

1 囲い

- ・ 保管場所の周囲に囲いを設ける（高さは地盤面より1.8 m以上）ことが必要であり、囲いは、他人に容易に侵入されることにより、解体自動車やその部品を盗まれたり、放火されたり、住み着いたりすること等を防止するために必要なものである。
- ・ 事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合には、解体自動車の保管場所に別の囲いを設けることは不要であるが、事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれていない場合には、解体自動車の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- ・ 囲いは、解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域を明確化するために設置するものであり、その材質としては、人が容易に出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン等が考えられる。また、木杭に有刺鉄線を張って囲いとする場合にあっては、容易に人がくぐり抜けられない程度に鉄線等を張らなければならない*。

※ 囲いに有刺鉄線を用いる場合

規格・材質：（1種）＃14 径2.0 mm以上

杭 間 隔：2.0 m以内

張 り 間 隔：0.3 m以下の6本張り以上

- ・ 解体自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、解体自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となることから、荷重が直接囲いにかかる場合の構造としては、一般に、金網フェンスやトタンフェンスは認められない。
なお、現に変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。
- ・ 囲いの出入り口には、施錠できる門扉を設けること。なお、出入り口の施錠については、容易に他人が外せるようなものでなければ構わない。

2 範囲が明確

- ・ 無秩序に解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- ・ 囲いの範囲と解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確であるといえる。
- ・ 事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が解体自動車の保管場所である場合には、以下のような対応を講じること。
 - ① ロープ等の目印となるものを地面に固定する。
 - ② 床面に白線等を引いて、その範囲を明確にする。

■ 解体自動車の保管（未圧縮のもの）に係る具体的基準 ■

1 原則

すべての解体自動車は廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の保管基準が適用される（一般廃棄物、産業廃棄物とも同じ）。

2 保管の方法

（1）廃棄物処理法の保管基準

- ① 見やすい箇所に解体自動車の保管場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること*。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を構ずること。

- ・ 保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

※ 掲示板の設置

- ・ 見やすい場所に掲げる。
- ・ 縦・横各 60cm 以上の大きさとする。
- ・ 記載事項は、以下のとおりとする。
 - ① 保管場所である旨
 - ② 管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ③ 積み上げ高さ
 - ④ 保管量の上限

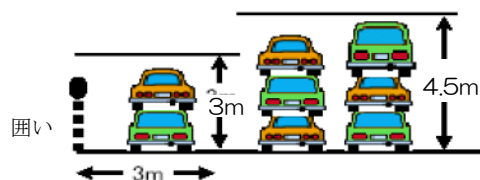
[掲示板の記載例]

解体自動車の保管場所	
管理者の氏名又は名称 及び連絡先	□□自動車解体（株） △△工場 〇〇課 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
積み上げ高さ	最大 〇〇m
保管量の上限	〇〇台

- ・ 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- ・ 文字は読みやすく鮮明であること。
- ・ 雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。
- ・ 解体自動車と自動車破砕残さは区分保管する必要があることから、掲示板は別々に設置すること。
- ・ 解体業と破砕業のいずれも行う場合は、使用済自動車と解体自動車を区分保管する必要があることから、掲示板は別々に設置すること。

(2) 保管の高さ

- ① 囲いの周囲から 3m までは、高さ 3m (おおむね 2 段)
- ② 囲いの周囲から 3m より内側は、高さ 4.5m (おおむね 3 段)



※ 構造耐力上安全なラック等を使用して保管する場合は解体自動車等の搬出入にあたり、解体自動車等の落下による危害が生ずるおそれのないその高さまで

(3) 保管量の上限

保管場所の面積及び保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること。

ただし、重心が重なるよう適正に積むこと。



[重心がほぼ重なるような積み方の例]



[乱雑で不適正な積み方の例]

(4) 保管の日数

破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際に行う引取報告から自動車破砕残さを自動車製造業者等へ引き渡した際に行う引渡報告までの日数が30日となっていることから、30日を経過するまでに自動車製造業者等へ引き渡さなければならない。

解体自動車を他の破砕業者へ引き渡す場合は、解体業者からの解体自動車の引取りを最初に行った破砕業者が引取報告を行った日から最後の工程の破砕業者が解体自動車を自動車製造業者等へ引き渡す際の引渡報告の日までの日数が30日となる。

■ 解体自動車の保管（圧縮されたもの）に係る具体的基準 ■

1 原則

すべての解体自動車は廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の産業廃棄物保管基準が適用される。（以下の記述については、自動車破砕残さも同様である。）

2 保管の方法

- ① 見やすい箇所に解体自動車の保管の場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること※。
- ② 廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため、次に掲げる措置を構ずること。
 - ・ 保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 保管場所におけるねずみの生息、蚊・はえその他害虫の発生を防止する措置を講ずること。

※ 掲示板の設置

「解体自動車の保管（未圧縮のもの）に係る具体的基準」における掲示板の設置（P 18）を参照すること。

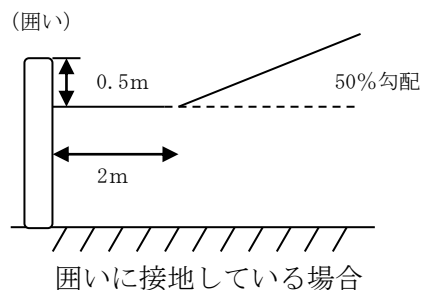
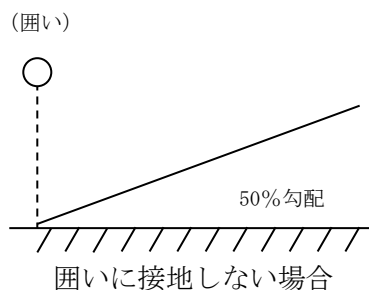
- ・ 解体自動車保管場所が複数ある場合は、なるべくそれぞれの保管場所に設置すること。ただし、解体自動車（または使用済自動車）保管場所が隣接しているような場合は、以下の記載例のように一つにまとめても差し支えない。

【掲示板の記載例】

解体自動車（圧縮後・せん断後）の保管場所	
管理者の氏名又は名称 及び連絡先	□□自動車解体（株） △△工場 ○○課 ○○ ○○ 電話 ○○○ - ○○○ - ○○○○
積み上げ高さ	最大 ○○m
保管量の上限	圧縮後の解体自動車 ○○台 せん断後の解体自動車 ○○台

- ・ 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- ・ 文字は読みやすく鮮明であること。
- ・ 雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

（１）保管の高さ



（２）保管の日数

破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際に行う引取報告から自動車破砕残さを自動車製造業者等に引き渡した際に行う引渡報告までの日数が３０日となっていることから、３０日を経過するまでに自動車製造業者等に引き渡さなければならない。

解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合は、解体業者からの解体自動車の引取りを最初に行った破砕業者が引取報告を行った日から最後の工程の破砕業者が解体自動車を自動車製造業者等に引き渡す際の引渡報告の日までの日数が３０日となる。

イ 解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

（ア）破砕前処理施設

解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・ 解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置※を講じた施設であることが必要である。
- ・ 圧縮（プレス）又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮（プレス）又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・ 可動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・ 移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

※ 生活環境の保全上支障が生じないような措置の例

廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないような必要な措置の例としては、以下のようなものが考えられる。

① 据え付け型施設、可動型施設（重機）の場合

- ・ 破砕前処理作業に伴って発生する解体自動車の破片等の事業場外への飛散、流出、騒音等を防止するため、圧縮（プレス）、せん断施設は、屋根・壁等があり、かつ、コンクリート舗装した建物内に設置することが最も有効であり、望ましい。
- ・ 重機により圧縮を行う場合は、重機の先端部分で圧縮することとなるが、その作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが望ましい。また、当該作業場所や、重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合滑り止め加工を施す）等して補強し、ひび割れが起きないようにすることが望ましい。
- ・ 破砕前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、必要に応じ、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
- ・ 必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。

② 移動型施設（プレスカー等）の場合

- ・ 圧縮時や移動時に、解体自動車の破片等が飛散・流出することのないような移動型施設を準備する必要がある。
- ・ 移動型施設による圧縮は、移動先の事業所内で、かつ、周辺に影響の少ない場所で行う必要がある、道路上で作業を行ってはならない。また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所で行うことが望ましい。その旨標準作業書に記載する。
- ・ 作業場所によっては、近隣への圧縮時の騒音や振動を避ける必要がある。このため、時間帯に配慮して行うことも必要であり、その旨標準作業書に記載する。
- ・ 万が一、廃油・廃液類の漏出があった場合には、直ちにウエス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。

また、解体業者に対し、廃油・廃液の確実な回収を促す（引取拒否事由となる。）。

（イ） 破砕施設

解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- （１）解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第１５条第１項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第１５条第１項又は第１５条の２の５第１項の規定による許可を受けている施設であること。
- （２）解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第１５条第１項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車の破砕を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・ 自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。
解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常１日当たりの処理能力が５トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当する。
都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破砕施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。
破砕業の許可の審査にあたっては、申請書に施設許可番号を記載することで足りるものであり、申請書類の簡素化を図るものである。
- ・ 破砕施設の１日当たりの処理能力が５トン未満の場合には、廃棄物処理法第１５条第１項に基づく都道府県知事等の施設設置許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

ウ 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管施設*

解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること、その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。
- ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けること、その他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・ 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 排水処理施設の能力は、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。
- ・ 「自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破碎施設で発生するシュレッダーダスト（自動車破碎残さ）である場合が考えられる。
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・ 「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられる。
- ・ また、一般に自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

※ 保管施設の詳細

① 十分な容量の確保

- ・ 自動車破碎残さの保管施設は、自動車破碎残さが保管施設から飛散・流出することのないよう、その発生量と、自動車破碎残さのリサイクル施設や最終処分場への搬出量から勘案して、十分に保管する容量を有すること。
- ・ 輸送効率を高める等の観点から、自動車破碎残さを加熱・成型する等の事前処理がなされる場合もあるが、この場合の加工物の保管も同様である。

② 床面

- ・ 自動車破砕残さの保管施設は、汚水等の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート等で築造又はこれと同等以上の措置をとること。
- ・ 自動車破砕残さの運搬に重機等を用いる場合は、さらに重機等の床面への荷重を考慮した強度を有する構造とする。

③ 排水処理施設・排水溝

- ・ 自動車破砕残さの保管施設からその保管によって汚水が生じる場合は、十分な処理能力を有する排水処理施設とそれに繋がった排水溝を設けること。
- ・ 十分な処理能力とは当該排水処理設備に排水基準が適用される場合は、排水基準に適合する能力とする。
- ・ 排水基準が適用されない場合もそれに準じた能力を有し、周辺の公共水域や地下水に汚染を生じないこと。
- ・ 排水溝は、汚水が滞留せず、排水に処理施設に流れていくよう傾斜のついた構造であり、ひび割れ等がないこと。また、事業場内に降った雨のうち、保管施設内のもののみが流入し、その他の排水が混入しない構造であること。なお、車両等の出入り口は溝縁を補強しておくことが望ましい。

④ 屋根、覆い、その他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP
	屋根・覆い	鉄板、瓦、スレート葺 等
形式	・ 屋根又は覆いがあること。 ・ 屋根及び壁は容易に移動できないものであること。 ・ 壁は強固なものであって、保管場所の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであることが望ましい。	

⑤ 側壁その他の設備

- ・ 側壁とは、廃棄物処理法施行規則 8 条に規定する「保管する廃棄物の荷重がかかる構造であっても構造耐力上安全である囲い」と同等の壁をいう。
- ・ その他の設備とは、側壁と同等以上構造耐力を有する、自立したコンテナが考えられる。

エ 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設※

【再掲】

みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・（圧縮（プレス）又はせん断した後の）解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

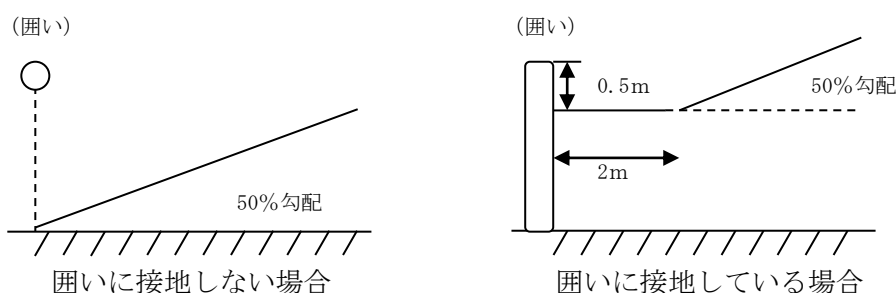
【留意事項】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

※ 保管基準の詳細

圧縮、せん断した後の解体自動車については、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要がある。

- ・ 廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。
- ・ 廃棄物が囲いに接している場合（直接負荷部分がある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。



（２）破砕業許可申請者の能力に係る基準 [規則第62条第2号]

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- （１）解体自動車の保管の方法
- （２）解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
- （３）解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
- （４）排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- （５）解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
- （６）解体自動車の運搬の方法
- （７）解体自動車の運搬を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
- （８）破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- （９）火災予防上の措置

【趣旨】

- ・ 破砕業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破砕（破砕前処理を業として行

う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破砕業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 標準作業書には、破砕作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目ごとに具体的に記載する。

その際、廃棄物処理法、消防法等破砕作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。

- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・ 実際の破砕作業手順等は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要である。

また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要である。

- ・ 環境保全上良好な破砕工程については、個々の事業者や行政機関が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載する等）とともに、破砕業者の団体等において破砕の方法について検討し、研修会の開催等を通してその成果を普及していくことが望ましい。

標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの破砕が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・ 明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・ 事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、自動車破砕残さの所分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・ 解体自動車や自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破砕業を継続できないものと認められる。

(3) 破砕業者の再資源化基準について〈自動車リサイクル法における規定〉

(1) 破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準（法第18条第1項）

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

(2) 破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準（法第18条第4、第5項）

- ・ 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。
- ・ 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

ア 破砕前処理に関する基準（規則第14条）

法第18条第1項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 解体業者等前工程の業者に対し、トランク等解体自動車内に生活ゴミ等が混入されることのないよう注意を促すこと。
- ・ 解体自動車に生活ゴミ等が混入していないか確認するため、処理前の解体自動車を保管場所からフォークリフト等で破砕前処理場まで運搬した直後に、作業員が目視で確認し、混入を発見した場合は手作業で除去する。その場合、再度、解体業者等前工程の業者に対して注意を促す。

イ 破砕に関する基準（規則第16条）

法第18条第5項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 2 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

【趣旨】

- ・ 有用な金属及び自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 破碎施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破碎に併用する場合には、破碎をする際に区分して破碎することが必要である[※]。その際の破碎施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

※ 解体自動車以外の廃棄物の破碎と併用する場合の破碎機の利用例及び破碎残さの保管例

- ・ 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機等）の破碎を同一の破碎機を用いて行う場合は、時間帯を変えて同時に破碎を行わない等の工夫により、シュレッダーダストが互いに混ざらないようにする。
- ・ 解体自動車とそれ以外の廃棄物（廃家電製品、廃自動販売機等）から発生する残さは、それぞれ分けて別の所に保管するか、同じ保管場所であっても、時間帯によって分ける等により、混入することのないよう留意する。

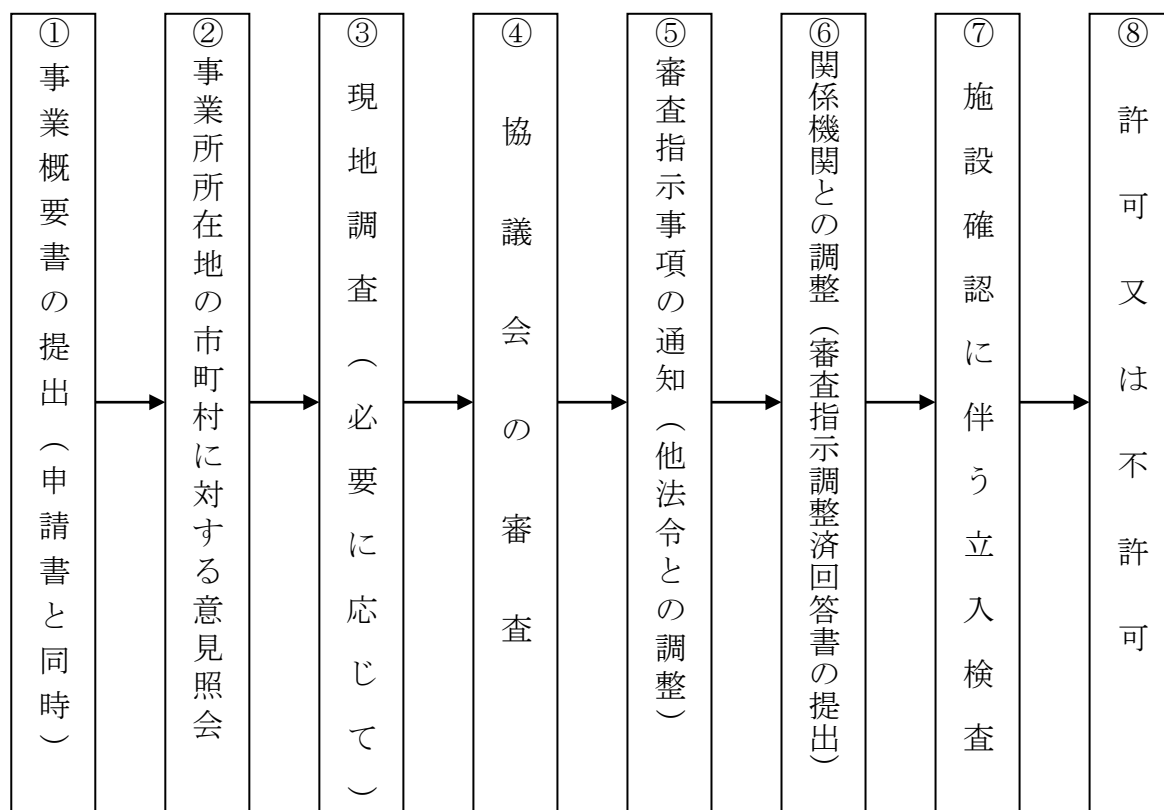
Ⅲ 破砕業の許可申請等について

許可申請には新規許可申請と許可後5年ごとに行う更新許可申請がある。新規許可申請に係る要領は次のとおりである。

1 千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱

自動車リサイクル法に基づく許可申請にあたっては、千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき他法令との調整を行う。

（１）事務フロー



① 事業概要書の提出

指導要綱に基づく事業概要書を申請書と同時に提出する。

② 事業所所在地の市町村に対する意見照会

ヤード・残土対策課が事業所所在地の市町村に対して、申請予定地に係る土地利用計画及び環境保全計画への適合状況並びに市町村の所掌事務に係る事項について意見照会する。

③ 現地調査

必要に応じて現地調査を行う。

④ 協議会の審査

- ・ 事業概要書に市町村の意見を添えて、千葉県使用済自動車適正処理協議会（以

下「協議会」という。)の審査に付す。

- ・ 審査は原則的に文書で行うが、必要と認める場合は会議において申請者から説明を求める。

⑤ 審査指示事項の通知

ヤード・残土対策課が市町村の意見及び協議会の審査指示を取りまとめて申請者に通知する。

⑥ 関係機関との調整（審査指示調整済回答書の提出）

- ・ 審査指示事項がある場合、関係機関と調整のうえ審査指示事項調整済回答書（P 5 6）をヤード・残土対策課に提出すること。
- ・ 審査指示事項回答書の提出がない限り許可にならないので注意すること。

⑦ 設置確認に伴う立入検査

設置等に係る許可申請の内容が、自動車リサイクル法の施設基準等に適合しているかどうか確認する。

⑧ 許可又は不許可

⑦で指導指示事項があった場合は、検査指導事項改善報告書（P 5 7）を提出すること。

（２）事業概要書

ア 提出部数

正本 1 部

イ 関係書類

- ① 申請書（写し）
- ② 解体（破碎）業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図③
- ③ 計画地一覧表（別記様式）
- ④ 公図の写し
- ⑤ 土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）
- ⑥ 事業計画書及び収支見積書（写し）
- ⑦ 標準作業書（写し）
- ⑧ その他知事が必要と認める書類（計画概要）
事業所を複数設置する場合は、それぞれについて計画概要を作成すること。

■ 計画概要の項目別留意事項 ■

項目 1（計画者の住所、氏名、主な業務、全従業員数）

- ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本に登記している本店（本社）の住所をそのまま記載すること。
- ・ 個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載すること。
- ・ 個人の場合は、「〇〇自動車商店」等の屋号の記載は不要である。

- ・ 法人の場合であって、代表取締役がない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者とすること（この場合、役職の表示は「取締役」となる）。
- ・ 法人の場合の主な業務の確認においては、商業登記簿謄本に記載されている法人の目的に自動車破砕業が記載されていることを要するので注意すること。

項目 2（計画施設の所在地、都市計画法の用途地域）

- ・ 所在地は土地登記簿謄本に記載されているとおり記載すること。
- ・ 地番が複数ある場合は、すべて記載すること。

項目 3（計画施設の概要）

許可申請書の「事業の用に供する施設の概要」等と一致する数字を用いること。

項目 6（計画施設の全体面積）

計画施設の土地内に農地がある場合は、農地転用の手続きが必要となる（項目 1 2 に関連）。

項目 7（計画施設が市街化調整区域の場合の建築物の取扱い）

新たに市街化調整区域に進出してきた場合は、事務所等の建築物の設置は原則としてできない。

項目 9（地域森林計画との関係）

地域森林計画に該当する場合は、伐採届等の手続きが必要となる。

項目 1 0（危険物等に関する事項）

- ・ ガソリン、軽油及び廃油において、貯蔵量及び取扱量によっては消防法に係る届出・許可が必要となる。
- ・ 廃タイヤの貯蔵量又は取扱量が 3 0 0 0 k g 以上となる場合は、関係市町村の条例（火災予防条例）の届出が必要となる。
- ・ 責任者を配置するという趣旨であり、有資格者を配備する必要はない。
 （ 許可申請後に担当課（産業保安課）から、危険物等の取扱いに関する調査書
 が送付されるので、それに回答すること。）

項目 1 3（建築物の概要）

建築物については建築確認済証が必要となる。

項目 1 4（解体作業場からの油水分離後の排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先）

- ・ 道路側溝に流す場合、雨水は問題ないが、排水（油水分離後）は、道路管理者（国・県・市町村等）の了解を得る必要がある。
- ・ 下水道に流す場合、下水道管理者（窓口は市町村）の了解を得る必要がある。

項目 1 8（計画施設内の赤道・青道の有無及びその取扱方法）

- ・ 赤道は公図上には存在するが地番の記載がない道路である（あった）敷地であり、登記簿上は無籍地とされ、道路法の適用がないが国有地である。そのため、市町村に使用許可の手続きが必要となる。
- ・ 青道は公図上には存在するが地番の記載がない河川または水路である（あった）敷地であり、登記簿上は無籍地とされるが国有地である。そのため、市町村に使用許可の手続きが必要となる。

項目 1 9（計画施設に隣接した国・県・市町村道等の公共財産の有無、境界画定協議の状況及び歩道の有無）

境界確定の確認は、境界杭の有無又は市町村土木部局等が所有する土地境界査定図により確認すること。確定してない場合は、関係者と協議し問題ないことを確認すること。

項目 2 0（埋蔵文化財の有無について照会文書の提出及び確認の有無）

市町村教育委員会に確認し回答文書の交付を受けること。

（その他添付する図面等）

1 市町村からの建築確認通知書の写し（建築物がある場合）

既に建築物がある又はこれから建築する場合は、建築確認済証の写しを添付すること。

2 25000分の1の地図に、解体（破碎）事業所の位置及び事業所から公共用水域（河川や海）までの排水経路を記載した図面

油水分離装置がない場合等は位置のみ記載すること。

3 埋蔵文化財についての市町村教育委員会からの確認文書の写し

申請者から市町村教育委員会に照会し、その回答書の写しを添付すること。

2 破碎業許可申請書及び添付書類（規則第60条）

申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は、申請時に受理されず再提出することがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認したうえで、申請書を提出すること。

なお、証明書等は発行から3箇月以内のものをを用いること。

（1）破碎業許可申請書（様式：P58、記入例：P75）

各項目の留意事項は以下のとおりである。なお、申請書の作成を行政書士等が行う場合は、申請書（第1面）の右下に事務所名、行政書士等名及び電話番号を明記し、職印を押印すること。[行政書士法施行規則第9条第2項]

ア 申請年月日

申請書提出時は記入せず、ヤード・残土対策課の内容審査が終わり、受理された時点で記入すること。

イ ※許可番号、※許可年月日

- ・ 破砕業許可更新申請の場合に記入する欄であり、新規許可申請の場合は記入しない。
- ・ 必ず千葉県で受けている破砕業の許可番号を記入すること。なお、許可番号は破砕業許可証に記載している。

平成16年7月1日の時点で、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業のいずれかの許可を受け、平成16年7月1日から平成16年9月30日までの間に千葉県に対し「みなし許可破砕業者」の届出をおこなった事業者は、平成16年7月1日に破砕業の許可を受けたものとみなされているので、この事業者が更新を行う場合の許可年月日は「平成16年7月1日」となる。

ウ 住所

- ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本に登録している本店（本社）の住所をそのまま（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意）記載すること。
- ・ 個人の場合は、住民票に記載されている住所をそのまま記載（漢字、算用数字、〇〇番〇〇号等に注意）すること。

エ 氏名又は名称

- ・ 商業・法人登記簿謄本又は住民票に記載されているとおりに記載すること。
- ・ 個人の場合は、「〇〇自動車商店」等の屋号の記載は不要である。
- ・ 法人の場合であって、代表取締役がいらない場合については、実質的に代表となる取締役となっている者を代表者として記載すること（この場合、役職の表示は「取締役」となる）。

オ 事業の範囲

当該申請に係る事業範囲（「破砕前処理」、「破砕」）を記載すること。

カ 事業所の名称及び所在地

- ・ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか、別紙を添付することによって、全ての事業所について事業所ごとに記載すること。
- ・ 事業所の名称は、使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載すること。
- ・ 所在地については、「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載し、「2 - 1 -

1」等の省略は避ける。

キ 事業の用に供する施設の概要

- ・ 以下に記載例を示すので参考にして記載すること。
- ・ 欄に書ききれない場合は、この欄に『別紙「事業の用に供する施設の概要」のとおり』と記載し、別紙を添付すること。

- | | | |
|----|--|-----|
| 1 | 破碎施設 | |
| | シュレッダー ○○型（能力 ○○○○トン/日） | 1 基 |
| | シュレッダー △△型（能力 ○○○○○トン/日） | 1 基 |
| 2 | せん断施設 | |
| | せん断機 ○○型（能力 ○○○トン/日） | 1 基 |
| 3 | 圧縮施設 | |
| | 圧縮機 ○○型（能力 ○○○トン/日） | 2 基 |
| 4 | 解体自動車保管場所 | |
| | ○○○m ² ○○台 | |
| 5 | 圧縮後解体自動車保管場所 | |
| | ○○○m ² ○○台 | |
| 6 | せん断後解体自動車保管場所 | |
| | ○○○m ² ○○台 | |
| 7 | シュレッダーダスト | |
| | ○○○○m ² ○○○m ³ 屋根有 | |
| 8 | 運搬車両（平ボディー 2 台、キャリアカー 1 台） | |
| | プレスカー 2 台 | |
| 9 | 油水分離槽 4 槽式 2 箇所 | |
| 10 | その他（排水処理施設） | |

ク 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号

廃棄物処理法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けている施設であれば、その許可年月日及び許可番号を記載すること。

ケ 他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日） 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合は、申請年月日）

- ・ 自動車リサイクル法の解体業又は破碎業について、千葉県以外の都道府県又は保健所設置市で許可を受けている場合は、その許可番号をすべて記載すること。

- ・ 申請中の場合は申請書が受理された年月日を記載すること。
- ・ 産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）の許可を有している場合についても同様に記載すること。
- ・ 解体業又は破砕業、産業廃棄物処理業に係る千葉県みなし許可を受けている場合は、県の許可番号の後に「みなし許可」と記載すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可については記載する必要はない。

【記載例】

都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇市	平成△△年△△月△△日申請
千葉県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (みなし許可)

なお、千葉県の破砕業の許可を受けた後に、他の都道府県又は保健所設置市の解体業、破砕業の許可又は産業廃棄物処理業の許可を受けた場合は、その日から30日以内に破砕業の変更届を提出しなければならない。

コ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限

保管場所が複数ある場合には、所定の欄に全ての保管場所について必要事項を記載すること。または別紙にて記載したものを添付すること。

なお、自動車リサイクル法では、解体自動車と自動車破砕残さは区分して保管することになっているので、同じ場所に保管する場合であっても、白線を引く等の方法により明確に区分して保管する必要がある。

サ 役員の氏名及び住所

- ・ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- ・ これらの者については、住民票の写し及び登記事項証明書に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目1番1号」のように記載し、「2 - 1 - 1」等の省略は避ける。

シ 令5条に規定する使用人の氏名及び住所

- ・ 令5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいい、例えば、支社、支店、事業所の従業員が単独でその事業所等に係る契約を行うことができる場合等が該当する。
 - ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者
 - ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者
- ・ これらの者については、住民票の写し及び登記事項証明書に記載されている事

項を確認し記載すること。

- ・ 「〇〇市〇〇二丁目 1 番 1 号」のように記載し、「2 - 1 - 1」等の省略は避ける。

ス 法定代理人の氏名及び住所

- ・ 申請者が個人で、その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。
- ・ 住民票の写し及び登記事項証明書に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目 1 番 1 号」のように記載すること（なるべく「2 - 1 - 1」等の省略は避ける。）。

セ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所

- ・ 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者がある場合は、すべての者について氏名又は名称、住所及び保有する株式の数又は出資の金額を記載すること。
- ・ 住民票の写し、登記事項証明書及び商業登記簿謄本に記載されている事項を確認し記載すること。
- ・ 「〇〇市〇〇二丁目 1 番 1 号」のように記載し、「2 - 1 - 1」等の省略は避ける。

ソ 標準作業書の記載事項

- ・ 破砕業の許可要件とされている標準作業書に記載している事項を記載すること。
- ・ 標準作業書を添付する場合は、『別添「標準作業書」のとおり』と記載すること。

(2) 添付書類

ア 破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(ア) 場内配置図※

- ・ 事業所全体が分かるような場内配置図を添付すること。

※ 場内配置図に記載する項目（例）

- ・ 標識及び掲示板の設置場所
- ・ 囲い（材質・高さを記載）及び出入口
- ・ 解体自動車保管場所、圧縮後解体自動車保管場所、せん断後解体自動車保管場所及び自動車破砕残さ保管場所
- ・ 圧縮機、せん断機及び破砕機
- ・ 排水処理施設（排水経路を含む。）（破砕処理施設がある場合に限る。）
- ・ 有価物（金属くず）保管場所
- ・ 消火器
- ・ 事務所

**(イ) 解体自動車保管場所、圧縮（プレス）後又はせん断後解体自動車保管場所
若しくは自動車破碎残さ保管場所**

- ・ 各保管量の上限を計算した書類を作成すること。
- ・ 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることになっていることから、その部分が分かる図面及び写真を添付すること。
- ・ 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を設けることになっていることから、その部分がわかる図面及び写真を添付すること。

（ただし公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合はこの限りではない。）

- ・ 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を設けている場合、その図面及び写真を添付すること。

(ウ) 破碎前処理施設又は破碎施設※

- ・ 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設の写真（前、横、後方から撮影したもの）を添付すること。
- ・ 破碎前処理施設又は破碎施設を設置する場所を場内配置図に記載すること。

※ 廃棄物処理法の許可を有する破碎施設

破碎施設が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、当該施設に係る部分の添付は不要となる。

(エ) 当該施設の付近の見取図

- ・ 住宅地図等を用いて本店（本社）付近の見取図を添付すること。
- ・ 本店以外に事務所及び事業所がある場合は、その付近の見取図を添付すること。

イ 申請者が破碎業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明する書類

(ア) 申請者が土地又は建物の所有者の場合

- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）
- ・ 土地登記簿謄本（申請者が所有者と確認できるものに限る）
- ・ 建物登記簿謄本（申請者が所有者と確認できるものに限る）

(イ) 申請者が土地又は建物の所有者と異なる場合

- ・ 公図の写し（当該部分を着色する）
- ・ 土地登記簿謄本

- ・ 登記簿謄本に記載されている所有者との間になされた土地の使用権原を確認できる書類（土地の賃貸借契約書等）
- ・ 建物登記簿謄本
- ・ 登記簿謄本に記載されている所有者との間になされた建物の使用権原を確認できる書類（建物の賃貸借契約書等）

（ウ）解体自動車の運搬を自動車によって行う場合

- ・ 自動車検査証の写しを添付すること
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

（エ）重機等による破碎を行う場合

- ・ 売買契約書又は自主検査記録表等を添付すること。
- ・ 借用する場合は、賃貸契約書等を添付すること。

ウ 事業計画書及び収支見積書 （P 6 2）

（ア）事業の全体計画

- ・ 作成年月日は申請日と同日にする。
- ・ 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載すること。
- ・ 各工程に係る作業人員数や時間について記載されたフロー概略図も添付すること。

（イ）解体自動車の引取実績及び計画

許可取得後の年間計画は過去の実績と照合して妥当なものにすること。

（ウ）破碎実績（圧縮のみ含む。）

同一年度に受入れを行った実績と照合して妥当なものにすること。

（エ）保管の状況

保管量の上限は、許可申請書に記載された「事業の用に供する施設の概要」に記載の保管量の上限の合計と整合性を取ること。

（オ）年間収支見積書

解体自動車又は自動車破碎残さの保管が、保管基準に沿って適正に保管している場合にあっては、本書の提出をもって収支見積書の提出とする。

エ 申請者が個人の場合の添付書類

① 住民票の写し*

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※ 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出する。

② 登記事項証明書

登記事項証明書は成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明するものである。証明書の発行は東京法務局後見登記課及び全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っている。支局・出張所では取り扱っていない。

請求にあたっては、直接窓口に出向くか、東京法務局後見登記課あて郵送することになる。

窓口申請のみ

千葉市中央区中央港 1-1-1-3

千葉地方法務局戸籍課戸籍係

電話：043-302-1316

郵送及び窓口申請

〒102-8226

東京都千代田区九段南 1-1-1-5（九段第2合同庁舎）4階

東京法務局民事行政部後見登記課

電話：03-5213-1360

なお、登記事項証明書を提出できない場合は、別途御相談ください。

オ 申請者が法人の場合の添付書類

① 定款又は寄付行為

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、中間法人又は社団法人等については定款、財団法人等については寄付行為を添付すること。

② 商業登記簿謄本

履歴事項がすべて記載された商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を添付すること。なお、目的欄に「自動車破砕業」の記載があることを要する。

カ 役員に関する添付書類

① 住民票の写し※

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※ 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

② 登記事項証明書

登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

キ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者に関する添付書類

(ア) 個人である場合

該当するすべての者について、住民票の写し^{※1}及び登記事項証明書^{※2}を添付すること。

※1 住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

※2 登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

(イ) 法人である場合

該当するすべての法人について、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

ク 政令使用人に関する添付書類

① 住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

② 登記事項証明書^{※2}

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

ケ 申請者が未成年の場合の添付書類（申請者が個人に限る。）

① 法定代理人の住民票の写し^{※1}

住民票の写しについては本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

② 法定代理人の登記事項証明書^{※2}

※1 市区町村が交付しているものが「住民票の写し」であることから、交付を受けたものをコピーせずにそのまま提出すること。

※2 登記事項証明書の入手方法については**エ②**を参照すること。

コ 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面（P64）

申請日から3箇月以内に作成したものを用いること。

サ 標準作業書

- ・ 以下の項目について記載した標準作業書を添付すること。また事業所に常備し、従事者に周知させること。
 - ① 解体自動車の保管の方法
 - ② 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
 - ③ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
 - ④ 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
 - ⑤ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
 - ⑥ 解体自動車の運搬の方法（自社で運搬の場合は、運搬に使用する車輛の車検証の写しを添付）
 - ⑦ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
 - ⑧ 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
 - ⑨ 火災予防上の措置
- ※ 廃棄物の運搬、処分を他者に委託する場合は、その収集運搬又は処分業の許可証の写し又は委託契約書の写しを添付すること。
- ・ 解体業と破砕業の標準作業書をまとめることができる。

（３） 提出先等

ア 提出先*

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
（本庁舎４階）
自動車ヤード対策班
電話：０４３－２２３－４６５８（直通）

事前相談並びに事業概要書
及び申請書の提出に当たっ
ては、あらかじめ電話で予
約した上で来課すること。

※ 県内での千葉県以外の提出先

事業所を千葉市、船橋市又は柏市に設置する場合は、各市役所に問い合わせること。

① 千葉市

環境局資源循環部産業廃棄物指導課
電話：０４３－２４５－５６８３

② 船橋市

環境部廃棄物指導課
電話：０４７－４３６－３８１３

③ 柏市

環境部産業廃棄物対策課
電話：０４－７１６７－１６９６

イ 手数料

破砕業の新規許可	84,000円
----------	---------

- ・ 手数料は千葉県収入証紙で納付すること。
- ・ 収入証紙は千葉県庁中庁舎地下生協サービス、各地域振興事務所出納室、各市町村出納担当局等で購入し、申請書に貼付せず持参すること。

ウ 提出部数

正本1部及び副本2部（1部は申請者に返却）をファイルに綴って提出すること。

3 許可証の交付

許可証の交付は県から申請者又は申請書作成者（行政書士等）に連絡する。原則として、法人の場合は代表者又は担当役員、個人の場合は申請者本人が許可証を受領すること。なお、受領の際には身分を証明するものを持参すること。

また、更新の場合には、更新前の許可証と引き換えに交付するので、必ず原本を持参すること。

Ⅳ 許可後の手続き

1 自動車リサイクルシステムの登録

自動車リサイクル法関連事業者は県の登録・許可とは別に、電子マニフェスト制度を活用し移動報告等の機能を有する自動車リサイクルシステムの登録が必要である。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/>

【電話による問い合わせ先】

自動車リサイクルコンタクトセンター

電話：０５０－３７８６－７７５５

2 許可の更新

（１）根拠法令

法：第６７条第２項

令：第４条

許可を受けてから５年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うので注意すること。

（２）許可の更新申請書の提出

- ・ 許可の更新申請書の様式と添付書類は、新規の許可申請と同じものとする。ただし、許可の更新では他法令の調整は行わないので、破砕業事業概要書の提出は不要とする。
- ・ 市街化調整区域において許可を受けた後に、コンテナ等の建築物を無断で設置している場合は、当該建築物の撤去又は建築物とみなされない措置を講じて利用しない限り、許可の更新申請書を受理しない。

（３）提出先等

ア 提出先

新規の許可申請と同じ（Ｐ４２）。

イ 手数料

許可の更新	７７，０００円
-------	---------

- ・ 手数料は千葉県収入証紙で納付すること。
- ・ 収入証紙は千葉県庁中庁舎地下生協サービスセンター、各地域振興事務所出納室、各市町村出納担当局等で購入し、申請書に貼付せず持参すること。

ウ 提出部数

正本 1 部及び副本 2 部（1 部は申請者に返却）をファイルに綴って提出すること。

3 変更の許可

破砕業が事業の範囲を変更するときは、変更の許可が必要となる。申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は、申請時に受理されず再提出させることがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認したうえで、申請書を提出すること。なお、証明書等は発行から 3 箇月以内のものを用いること。

（１）根拠法令

法：第 70 条第 1 項
規則：第 63 条

（２）提出書類

ア 破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

各項目において必要事項を記載し提出すること。なお、申請書の作成を行政書士等が行う場合は、申請書（第 1 面）の右下に事務所名、行政書士等名及び電話番号を明記すること。

イ 添付書類

- ・ 変更に係る破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図※

※ 廃棄物処理法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けている施設である場合は簡略できる。

- ・ 変更申請者が破砕業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明する書類
- ・ 変更後の事業計画書及び収支見積書
- ・ 変更申請者が個人の場合
住民票の写し及び登記事項証明書
- ・ 変更申請者が法人の場合

定款又は寄付行為及び商業登記簿謄本

- ・ 役員の本籍の記載のある住民票の写し及び登記事項証明書
- ・ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者が個人である場合
本籍の記載のある住民票の写し及び登記事項証明書
- ・ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者が法人である場合
商業登記簿謄本
- ・ 変更申請者に政令使用人がいる場合は、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- ・ 変更申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- ・ 変更申請者が欠格要件に該当しないことを誓約書面
- ・ 標準作業書

(3) 提出先等

ア 提出先

新規の許可申請と同じ（P 4 2）。

イ 手数料

変更の許可	6 7, 0 0 0 円
-------	--------------

- ・ 手数料は千葉県収入証紙で納付すること。
- ・ 収入証紙は千葉県庁中庁舎地下生協サービスセンター、各地域振興事務所出納室、各市町村出納担当局等で購入し、申請書に貼付せず持参すること。

ウ 提出部数

正本1部及び副本2部（1部は申請者に返却）をファイルに綴って提出すること。

4 変更届

(1) 根拠法令

法：第71条

規則：第64条

(2) 変更届出書の提出

申請書記載事項が変更となる場合には、その日から30日以内に、破砕業変更届出書（P 6 9）に係る添付書類を添えて提出しなければならない。

なお、各変更事項について必要な添付書類は、下表に示しているので参考にする
こと。

変更事項		添付書類※ ¹	
1	個人 氏名、住所	住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。以下同じ。）、 <u>誓約書</u> 、従来の許可証	
	法人 名称、住所	定款又は寄附行為、商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」以下同じ。）、 <u>誓約書</u> 、従来の許可証	
		代表者	商業登記簿謄本、住民票の写し、登記事項証明書、誓約書、従来の許可証
2	事業所の名称及び所在地	施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、公図の写し、施設の所有権（土地建物の登記簿謄本）又は使用権原を証する書類（貸主の土地建物の登記簿謄本、貸付契約書又は使用承諾書等）、住宅地図の写し、 <u>誓約書</u>	
3	破砕業に供する施設		
	事業所及び保管施設の追加	上記のほかに破砕業事業概要書※ ²	
4	役員の氏名及び住所	住民票の写し、登記事項証明書、誓約書、商業登記簿謄本	
5	政令で定める使用人の氏名及び住所	住民票の写し、登記事項証明書、誓約書	
6	未成年者の法定代理人の氏名及び住所		
7	標準作業書の記載事項	<u>標準作業書</u> 、 <u>誓約書</u>	
8	発行株式総数の <u>100分の5</u> 以上の株式を有する株主又は出資の額の <u>100分の5</u> 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	個人	住民票の写し、登記事項証明書、誓約書、株式数又は出資額を記載した書面
		法人	商業登記簿謄本、株式数又は出資額を記載した書面、誓約書

- ※1 証明書等は発行から3箇月以内のものをを用いること。
- ※2 事業所を新規に設置する場合は他法令の調整を行う。

(3) 提出先等

ア 提出先

原則持参することとし、事前相談及び変更届出書の提出に当たっては、あらかじめ電話で予約した上で来課すること。ただし、上記表の1、4、5、6及び8に係る変更事項については、郵送でも提出できる。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課（本庁舎4階）
自動車ヤード対策班
電話：043-223-4658（直通）

【送付先】

〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号
千葉県環境生活部ヤード・残土対策課自動車ヤード対策班

イ 提出部数

正本1部及び副本2部（1部は申請者に返却）

5 廃業等届

(1) 根拠法令

法：第72条
細則：第5条及び第8条第2項

(2) 廃業等届出書の提出

業を廃止した場合は、破碎業廃業等届出書（P70）に解体業許可証を添付のうえ、廃業等の日から30日以内に提出すること。

廃業事由	届出義務者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人

法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
その許可に係る破砕業を廃止した場合	破砕業者であった個人又は破砕業者であった法人を代表する役員

【送付先】

〒260 - 8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課自動車ヤード対策班

6 許可証の再交付及び返納

(1) 再交付 [細則第6条]

許可証を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受ける場合は、許可証再交付申請書（P 7 1）を提出すること。

(2) 返納 [細則第8条]

次に該当する場合は許可証を返納すること。

- ① 許可の更新をしたとき
- ② 廃業等を届け出たとき
- ③ 許可が取り消されたとき
- ④ 許可証の記載事項に係る変更を届け出たとき
- ⑤ 再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したとき

V 様式及び標準的な記載方法

破砕業事業概要書

*許可番号	
*許可年月日	〇〇 年 月 日 〇〇 年 月 日

千葉県知事様

郵便番号

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び

代表者の氏名）

電話番号

千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

〔関係書類〕

- 1 申請書（写し）
- 2 解体（破砕）業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図
- 3 計画地一覧表（別記様式）
- 4 公図の写し
- 5 土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）
- 6 事業計画書及び収支見積書
- 7 標準作業書
- 8 その他知事が必要と認める書類（計画概要）

(参考様式)

計画地一覧表

	住所・地番	所有者	使用者	地目(m ²)	都市計画法の 区分・用途名	その他法令の 指定の有無
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

計 画 概 要
(解体・破砕前処理施設)

1	計画者の住所、氏名、 主な業務、全従業員数	
2	計画施設の所在地、都 市計画法の用途地域	
3	計画施設の概要	①総面積 ②解体作業場面積 ③使用済自動車・解体自動車の保管場所面積、台数 使用済自動車保管場所 解体自動車保管場所 ④解体（破砕前処理）年間予定台数 （普通車 台・大型車 台） ⑤解体（破砕前処理）方法 ⑥その施設の従業員数 人
4	計画施設の新設・既設 の別、計画施設の使用 権原（所有地・借地）	
5	計画施設周辺の地形 等の状況	
6	計画施設の全体面積 うち開発面積 うち農地面積	
7	計画施設が市街化調 整区域の場合の建築 物の取扱い	
8	計画施設内の樹木の 有無、樹木の種類、伐 採の有無	
9	地域森林計画との関 係	

10	危険物等に関する事項	① 貯蔵する危険物・指定可燃物の種類、量及び保管容器の種類と量 第1石油類 ガソリン 第2石油類 軽油 第4石油類 廃オイル 合成樹脂類 廃タイヤ ② 取扱う危険物・指定可燃物の1日当たりの取扱量 ③ 高圧ガスの取扱い方法
11	掘削土砂の量及びその処分方法	
12	土地改良事業実施の有無	
13	建築物の概要	
14	解体作業場からの油水分離後の排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先	
15	計画施設で使用する水の水源	
16	洗車汚水、事務所等の汚水処理方法及びトイレの有無	
17	計画施設の騒音、振動対策	
18	計画施設内の赤道、青道の有無及びその取扱方法	
19	計画施設に隣接した国・県・市町村道等の公共財産の有無、境界確定協議の状況及び歩道の有無	
20	埋蔵文化財の有無について照会文書の提出及び確認の有無	

21	火災等の事故時の対策	
22	その他 引取業者・フロン類回収業者登録について 計画施設とは別の場所に計画している使用済自動車等の保管場所の有無	

(その他添付する図面等)

- 1 市町村からの建築確認通知書（申請書）の写し（建築物がある場合）
- 2 25000 分の 1 の地図に、計画施設の位置及び計画施設から公共用水域（河川や海）までの排水経路を記載した図面
- 3 埋蔵文化財についての市町村教育委員会からの確認文書の写し

審査指示事項調整済回答書

〇〇 年 月 日

千葉県知事様

郵便番号

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第9条第1項の規定により審査指示のあった下記事業について調整が終了したので、同要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて回答します。

記

事業概要書 受付年月日	〇〇 年 月 日	受付番号	
申請の種類	破砕業の申請（新設・事業範囲の変更）		
審査指示年月日	〇〇 年 月 日		

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

検査指導事項改善報告書

〇〇 年 月 日

千葉県知事様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

〇〇 年 月 日付け自動車リサイクル指導事項票で指導・指示事項のあったことについては、下記のとおり改善が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 立入検査年月日
〇〇 年 月 日
- 2 改善した事業所の名称及び住所
名称：
場所：
- 3 指導・指示事項に伴う改善結果
下表のとおり

指導・指示事項	改善結果

様式第八（第六十条関係）

破砕業 許可 申請書
許可の更新

※許可番号	
※受理年月日	
	年 月 日

千葉県知事様

(郵便番号)
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所	(郵便番号)	
	電話番号	
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 1 0 0 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
標準作業書の記載事項		
解体自動車の保管の方法		
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法		
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法		

排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。

2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

事業計画書及び収支見積書（破砕業）

年 月 日 現在作成

1 - 1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間	:	～	:	従業員数	人
休業日					

1 - 2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 破砕実績（圧縮のみ含む。）

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 破砕等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 保管の状況

解 体 自 動 車		A S R	
保管量の上限	台	保管量の上限	m ³
現在保管量	台	現在保管量	m ³

1 - 6 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今後の見込み (決算月 (月))	
		年度	(1 台当)	年度	(1 台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
その他の経費	イ				
うち廃棄物 処理委託費	ウ				
営業収益	エ = ア - イ				
営業外損益	オ (主に支払利息 (注))				
経常利益	カ = エ + オ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前 年 度 末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人（注3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1）主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

注2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注3）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

（1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

様式第十（第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事様

(郵便番号)
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	

	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
	破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
	火災予防上の措置	
△手数料欄		

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式に例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（法第六十四条関係）

破碎業変更届出書

年 月 日

千葉県知事様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第四号様式（第五条）

破碎業廃業等届出書

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

届出者
(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、破碎業の廃業等について次のとおり届け出ます。

破碎業を廃業等 した破碎業許可 業者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 3 破碎業許可証を添付すること。

第五号様式（細則第六条）

許可証再交付申請書

〇〇 年 月 日

千葉県知事 様

申請者
(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第6条第1項の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付申請する 許可証の種類	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
再交付申請の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 再交付申請の理由が、許可証の毀損又は汚損である場合にあっては、既に交付を受けている許可証を添付すること。

計 画 概 要 （ 記 載 例 ）

(~~解体~~・破砕前処理施設)

1	計画者の住所、氏名、 主な業務、全従業員数	千葉県〇〇市△△25番 有限会社〇×商会 代表取締役 ×× 主な業務 解体業、中古車輸出、自動車整備業、 その他（内容記入）等 全従業員数 〇〇人
2	計画施設の所在地、 都市計画法の用途地域	千葉県〇〇市△△字25番1の一部及び32番4(全ての筆 について字、地番土地登記簿のとおり省略せず記載) 用途地域名（市町村の都市計画部門で確認する。）
3	計画施設の概要	①総面積 552.85㎡ ②解体作業場面積 25㎡（有する場合） ③使用済自動車・解体自動車の保管場所面積、台数 使用済自動車保管場所 50㎡ 5台（有する場合） 解体自動車保管場所 50㎡ 5台 ④ 解体（破砕前処理） 年間予定台数 （普通車 150台・大型車 台） ⑤ 解体（破砕前処理） 方法 手作業 ⑥その施設の従業員数 〇人 ・破砕前処理及び破砕処理施設 破砕前処理：ABC-1234型 1基 破砕処理： DEF-5678型 1基（有する場合）
4	計画施設の新設・既設 の別、計画施設の使用 権原（所有地・借地）	新設 借地
5	計画施設周辺の地形等 の状況	計画施設から東に向かい西からなだらかな斜面をなし、標 高は20～30m
6	計画施設の全体面積 うち開発面積 うち農地面積	552.85㎡ 0㎡ 0㎡
7	計画施設が市街化調整 区域の場合の建築物の 取扱い	都市計画法第43条に基づく開発行為許可申請済
8	計画施設内の樹木の有 無、樹木の種類、伐採 の有無	樹木は無く伐採はしない。

9	地域森林計画との関係	(市町村の林地開発担当課で確認して記載する)
10	危険物等に関する事項	① 貯蔵する危険物・指定可燃物の種類、量及び保管容器の種類と量 第1石油類 ガソリン 20ℓ 携行缶1本 第2石油類 軽油 50ℓ ドラム缶1本 第4石油類 廃オイル 200ℓ ドラム缶1本 合成樹脂類 廃タイヤ ○○kg ② 取扱う危険物・指定可燃物の1日当たりの取扱量 ①の貯蔵量以下 ③ 高圧ガスの取扱い方法 ガス切断作業主任者を置く等。
11	掘削土砂の量及びその処分方法	約○○m ³ 油水分離槽、浸透枳及びコンテナピット設置に係る掘削土砂は、敷地内で整地の際に使用し、外部に搬出しない。
12	土地改良事業実施の有無	(市町村の農政担当部門や地元の土地改良区に確認)
13	建築物の概要	延べ床面積 材質 階数 <市町村の建築確認通知書の写しを添付>
14	解体作業場からの油水分離後の排水及び雨水を場外に放流する場合の放流先	排水は公共下水道、浸透枳等 雨水は自然浸透、道路側溝等 <25000分の1の地図に、計画施設の位置及び計画施設から公共用水域(河川や海)までの排水経路を記載した図面を添付>
15	計画施設で使用する水の水源	井戸水、市営水道等
16	洗車汚水、事務所等の汚水処理方法及びトイレの有無	洗車汚水はない。 事務所の汚水は下水等。 仮設トイレを設置、汲み取り
17	計画施設の騒音、振動対策	騒音規制法に定める騒音発生施設、騒音発生作業及び振動規制法に定める振動発生施設及び振動発生作業はない。
18	計画施設内の赤道、青道の有無及びその取扱い方法	赤道等はない。赤道(里道)が隣接 赤道等の使用許可を得る。赤道等を避けて施設を設置する等
19	計画施設に隣接した国・県・市町村道等の公共財産の有無、境界確定協議の状況及び歩道の有無	市道○○線に隣接 平成○年×月△日境界確定協議済<確定済の場合> 境界確定はしていない<未確定の場合> 歩道はない

20	埋蔵文化財の有無について照会文書の提出及び確認の有無	市町村教育委員会に確認し文書を求める。 ＜市町村教育委員会からの確認文書の写しを添付＞
21	火災等の事故時の対策	①火災の場合は消火器を用いて初期消火に努めるとともに、ただちに消防機関に通報する。 ②廃油等の場外への流出を確認した場合は直ちに作業を中止し、関係行政機関に通報するとともに土のう等により流出箇所を閉鎖し、流出廃油等の拡散を防ぐためオガクズ、ウエス、オイルマットにより流出廃油等を回収する。
22	その他 引取業者・フロン類回収業者登録について 計画施設とは別の場所に計画している使用済自動車等の保管場所の有無	登録予定 別添参照（別に保管場所がある場合は、その施設の計画概要書も作成する。）等

（その他添付する図面等）

- 1 市町村からの建築確認通知書（申請書）の写し（建築物がある場合）
- 2 25000 分の 1 の地図に、計画施設の位置及び計画施設から公共用水域（河川や海）までの排水経路を記載した図面
- 3 埋蔵文化財についての市町村教育委員会からの確認文書の写し

(記載例)

様式第八 (第六十条関係)

破砕業 許可 申請書
~~許可の更新~~

※許可番号	
※受理年月日	

〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

(郵便番号) 000-0000

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目 〇 番 〇 号

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 000-000-0000

住所は、個人の場合は住民票の住所、
法人の場合は商業登記簿上の住所を
省略せず記載すること。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可~~(許可の更新)~~を申請します。

事業の範囲	破砕処理及び破砕前処理
事業所の名称及び所在地	
名 称	〇〇株式会社〇〇センター〇〇支店
所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇郡〇〇町△△〇丁目 〇 番 〇 号 TEL 000-000-0000
事業の用に供する施設の概要	シュレッダー① 〇〇型 (能力 000 トン/日) 1 基 シュレッダー② △△型 (能力 000 トン/日) 1 基 せん断機 〇〇型 (能力 00 トン/日) 1 基 プレスカー 2 台 解体自動車保管場所 000 m ² 00 台 圧縮後解体自動車保管場所 000 m ² 00 台 せん断後解体自動車保管場所 000 m ² 00 台 シュレッダーダスト保管場所 000 m ² 000 m ³ 屋根有 運搬車両 (平ボディー 2 台、キャリアカー 1 台) 油水分離槽 4 槽式 2 箇所 排水処理施設

全ての筆について、字、地番を土地登記簿のとおり省略せず記載すること。
筆の一部のみが範囲の場合は、「～の一部」と追記すること。

当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	廃プラスチック破碎施設① 昭和 00 年 00 月 00 日 第 000000000000 号 廃プラスチック破碎施設② 平成 00 年 00 月 00 日 第 000000000000 号		
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	破碎業 H16. 7. 2 届出。 解体業 H16. 7. 2 届出。 解体業 H16. 7. 1 届出。	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
	1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市	第 00000000000 号(収集運搬) 第 00000000000 号(中間処理) 第 00000000000 号(収集運搬) 第 00000000000 号(収集運搬) 第 00000000000 号(中間処理)	
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1. ○○株式会社○○センター廃車集積場 △△県△△市○○町 0 丁目 0 番 0 号 保管場所面積 000m2、保管量の上限 0000 台 2. ○○株式会社○○センター廃車ガウ集積場 ○○県△△市○○町 0 丁目 0 番 0 号 保管場所面積 000m2、保管量の上限 0000 台		
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
	ふりがな ○○ ○○	代表取締役	○○県△△市○○町 0 丁目 0 番 0 号
	ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町 0 丁目 0 番 0 号
	ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町 0 丁目 0 番 0 号
令第 5 条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）			

使用人とは支店長や契約権限を有する者をいう。

	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
	ふりがな 〇〇 〇〇	〇支店長	〇〇県△△市〇〇町 〇 丁目 〇 番 〇 号
	ふりがな 〇〇 〇〇	〇センター場長	〇〇県△△市〇〇町 〇 丁目 〇 番 〇 号
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	住 所	
	ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町 〇 丁目 〇 番 〇 号	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
	名 称	〇〇株式会社	
	(ふりがな) 代表者 の氏名	ふりがな 代表取締役 〇〇 〇〇	
	住 所	(郵便番号) 〒000-0000 〇〇県〇〇郡〇〇町△△ 〇 丁目 〇 番 〇 号 電話番号 000-000-0000	
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
	ふりがな 〇〇 〇〇	代表取締役	〇〇県△△市〇〇町 〇 丁目 〇 番 〇 号
	ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町 〇 丁目 〇 番 〇 号
	ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町 〇 丁目 〇 番 〇 号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	五千株
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	四千株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町0丁目0番0号	二千株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確化にし、保管基準を遵守して保管する。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する場合に限る。）	油水分離装置の清掃を定期的実施し、適切に管理する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。ASR以外の残さ（SR）の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	ASR以外の異物の混入及びASRの飛散・流出しないよう運搬する。
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。

火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。
△手数料欄	

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。